

第4 床面積・階等の取扱い

(昭61.4.30 建設省住指発第115号)

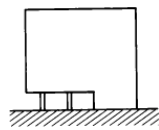
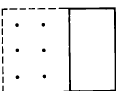
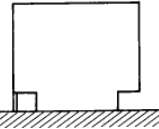

1 床面積の算定

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次によること。なお、面積の計算において小数点第3位以下は切捨てとする。

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

ア ピロティ

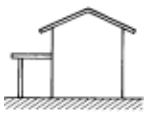
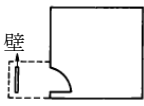
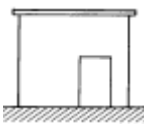

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

第4-1図

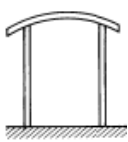

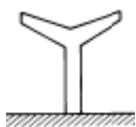

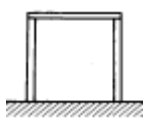

イ ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

	立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り付き型				

第4-2図

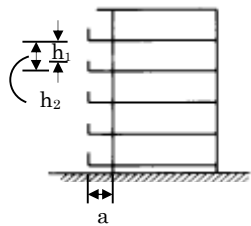
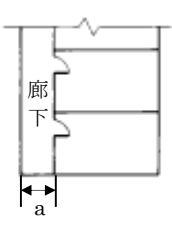
ウ 公共用歩廊，傘型又は壁を有しない門型の建築物は，アのピロティに準じる
こと。

	立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され，かつ，屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

第4-3図

エ 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが，1.1m以上であり，かつ，天井の高さの2分の1以上である廊下については，幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h_1 \geq 1.1\text{m}$ ，かつ， $h_1 \geq 1/2h_2$ で， a のうち2mまでの部分 h_1 ：当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 ：当該廊下の天井の高さ a ：当該廊下の幅	左記以外の部分

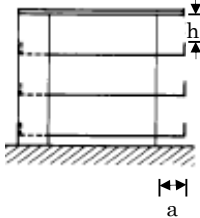
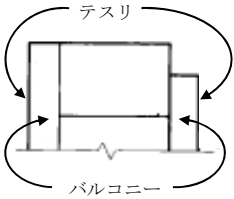
第4-4図

(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については，十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして，原則として床面積に算入しない。ただし，幅2m（芯々）を超える廊下については，その部分を自転車置場，物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため，十分な開放性を有するものであっても，幅2mを超える部分は床面積に算入すること。

オ バルコニー・ベランダ

エの開放廊下に準じること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h_1 \geq 1.1\text{m}$, かつ, $h_1 \geq 1/2h_2$ で, a のうち2mまでの部分 h_1 : 当該バルコニー, ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該バルコニー, ベランダの天井の高さ a : 当該バルコニー, ベランダの幅	左記以外の部分

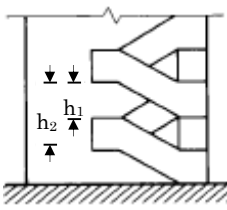
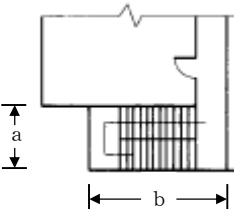
第4-5図

カ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

(ア) 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

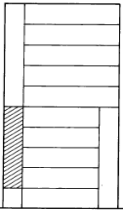
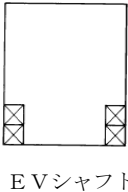
(イ) 高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times$ 階段周長 $(2(a+b))$ で, $h_1 \geq 1.1\text{m}$, かつ, $h_1 \geq 1/2h_2$ h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該階段の天井の高さ	左記以外の部分

第4-6図

キ エレベーターシャフト

原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		乗降口がない階の部分 高層階専用エレベーターで、乗降口のない低層階部分の場合など	左記以外の部分

第4-7図

ク パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		煙突	ダクトスペース パイプスペース

第4-8図

ケ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

- (ア) 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$, $d < 50\text{cm}$, かつ 見付け面積の1/2以上が窓であるもの h: 下端の床面からの高さ d: 周囲の外壁面からの水平距離	左記以外の場合

第4-9図

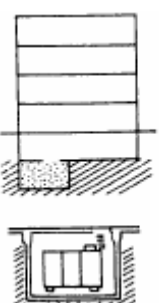
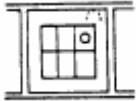
コ 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合	左記以外の場合

第4-10図

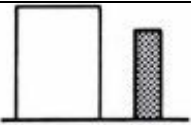
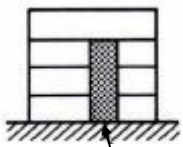
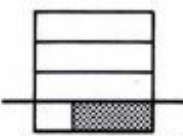
サ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専門の空調のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専門の空調のみを有するもの	左記以外の場合

第4-11図

シ 機械式駐車場

床として認識することが困難な形状の部分については1台につき15㎡を床面積に算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

立面	床面積に算入しない	床面積に算入する
 <p>独立の <ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場 ・垂直循環方式 ・エレベーター方式 ・エレベーター スライド方式 </p>		床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき15㎡として床面積を算定する。
 <p>立体駐車場（同上方式）</p>		床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき15㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値とする。
 <p>水平循環方式 多層循環方式 二段方式</p>		建築物の一の階に床として認識することが困難な立体的駐車装置が設けられる場合は、駐車台数1台につき15㎡とみなし算定した数値と当該装置設置部分の床面積のうち大きいほうの数値とする。

第4-12図

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、建基法令によるほか、次によること。(昭40.6.15 自消丙予発第106号)

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造(積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、床面積に算入するものであること。(昭52.1.7 消防予第4号)

イ ラック式倉庫の延べ床面積の算定については、次によること。

(平10.7.24 消防予第119号)

(ア) ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分(ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下このイにおいて同じ。)については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

(イ) ラック式倉庫のうち、ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸(隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられているもの又はラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

a ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

b 当該算定方法により令第12条第1項第4号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

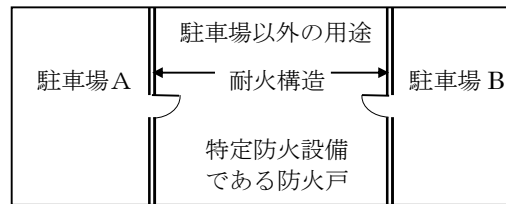
(ウ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模に関わらず、令第12条第1項第4項に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。

(エ) ラック式倉庫(棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。)の部分は、階数を1として算定する。

ウ 駐車の用に供する部分の床面積は、次によること。

(ア) 車路は床面積に算入し、ランプ、カーリフト等は算入しない。ただし、上下階へ通じる傾斜路については、粉末消火器、水噴霧消火設備、移動式粉末消火設備等の消防用設備等の設置を指導すること。■

(イ) 第4-13図のように区画された駐車の用に供しない部分を介して、2箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。



第4-13図

エ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下で、さく、へい等で囲まれた部分を利用し駐車場、倉庫等の一定の用途に供するものは、令別表第1に掲げる防火対象物として取り扱い、消防用設備等の設置にあたっては、さく、へい等で囲われた当該部分を面積として算定すること。さく、へい等で区画されていない場合についても、これに準じて消防用設備等の設置指導を行うこと。この場合、高架工作物の水平投影面積のうち当該用途に供する部分を面積として算定すること。

なお、外気への開放性、使用実態等によって令第32条を適用し、消防用設備等の設置を免除することができることとする。（昭52.7.8 消防予第130号）

オ 立体自動車車庫等（建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は機械式駐車装置の構造、仕様等にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の車両収容台数×15㎡を消防法上の床面積とすること。

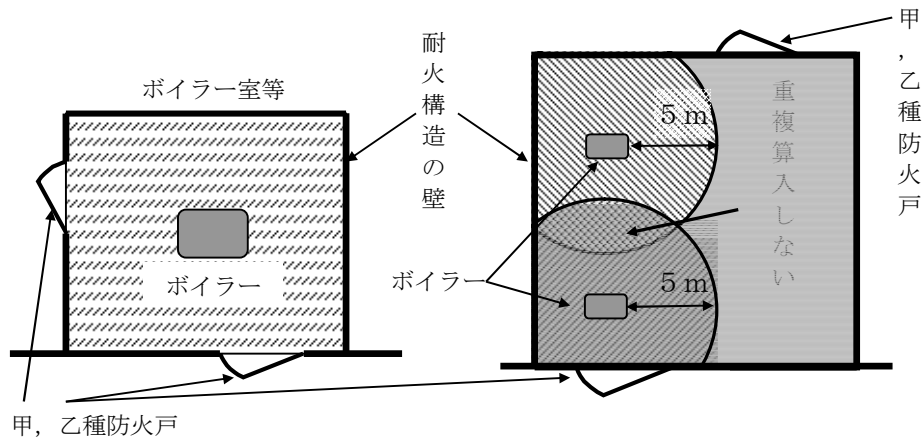
※タワーパーキング等は水平投影面積を床面積とする。

カ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が1m以下となるものにあつては、耐火構造の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

(3) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下この号において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同第7欄で規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この号において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、当該電気設備又は鍛造場等における火気使用設備が据付けられた部分にその周囲からの水平距離が、次のア又はイに掲げるうち短い距離で囲まれた部分を加算して算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、そのそれぞれ合計床面積とするが、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては重複加算しないものとする。（則第6条第4項及び第5項の適用についても同様とする。）

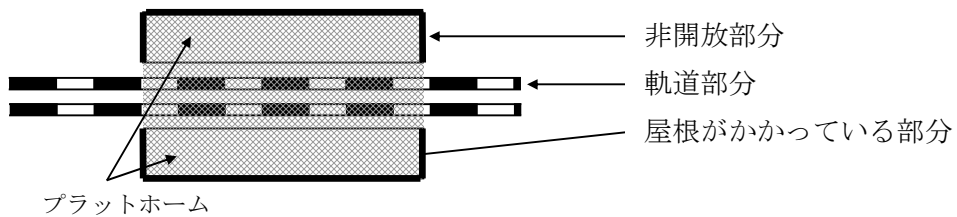
ア 5m

イ 不燃材料の壁、天井、床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分までの距離



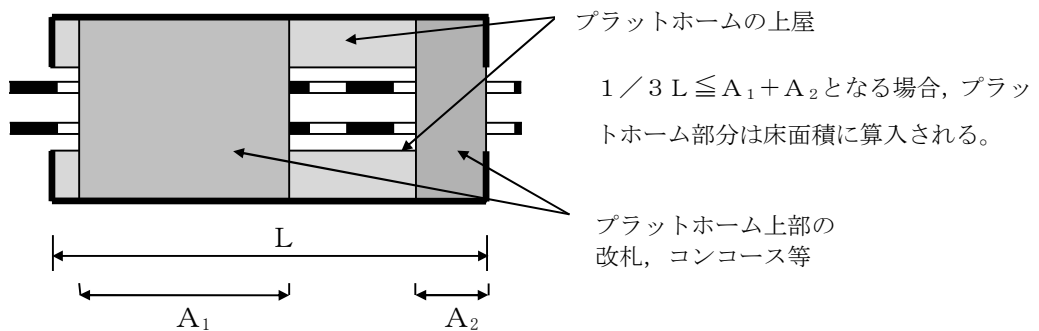
第4-14図

- (4) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。
- ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- (ア) 上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続し続けるもの。



第4-15図

- (イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの。



第4-16図

- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース

(5) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き \times 2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものである。

(6) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあっては20m、準地下街にあっては10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分 \times 床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。

（昭56.6.20 消防予第133号）

(7) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。

(8) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合 \times あつては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること。

※ 床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。

2 階の取扱い

消防用設備等の設置にあたっての階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

※ 床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。

（昭40.6.15 自消丙予発第106号、昭52.1.7 消防予第4号）

(2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下、「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこと。

ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の $\frac{1}{2}$ 未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの $\frac{1}{2}$ 未満とすること。なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。

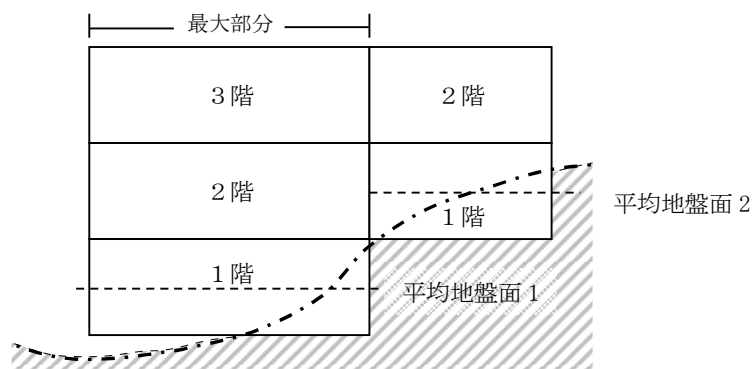
イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。

ウ 共同住宅、長屋等は住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

※ 階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、居室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合については、この限りでない。

(3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

(4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。



第4-17図

3 天井の高さの算定

消防用設備等の設置にあつての天井（天井がない場合にあつては屋根の下面）の高さの取扱いは、建基令第21条第2項によるほか、スプリンクラーヘッドを設置しなければならない部分の床面から天井までの高さが高天井の部分（可燃物が大量に存し、消火が困難と認められる部分にあつては床面から天井までの高さが6mを超える部分、及びその他の部分にあつては床面から天井までの高さが10mを超える部分）については、床面から天井までの平均の高さではなく、個々の部分ごとの高さによること。

4 居室の定義

居室、廊下、その他（非居室）の区分については、建基法によることとなるが、天井高、床高、換気、階段・廊下の寸法、直通階段までの歩行距離及び室の用途により決定されるため、一般的な名称だけでは、区分できない場合があるため注意を要する。

(1) 一般的な居室の例

居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診療室、宿泊室、観覧席、調理室、客室、喫煙室、控室など

(2) 一般的な非居室の例

玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室、脱衣室、倉庫、納戸、無人機械室、

更衣室，湯沸室，自動車車庫，リネン室，授乳室など

- (3) 住宅の場合は，浴室・脱衣室を居室とみる必要はないが，公衆浴場や温泉の共同浴場のように継続して使用するものは居室とみる。また，厨房（調理室）は一般に居室であるが，住宅や共同住宅の小規模な専用の台所は，居室とみなさない場合もある。倉庫や機械室でも，人が常駐している部分は居室とみなすことがある。